

ガンベ グロス (1)  
——警視庁御雇い法律顧問——

澤 護

(一)

外国人が横浜や東京などの居留地に住み、その数が増加するに連れて、日本人との間にさまざまの軋轢が越こり、実に多くの摩擦が法廷に持ち込まれていった。これら裁判記録を調べてみると、納入した商品の代金未払い、注文品の相違による受け取りの拒否などの商売上的一件が多かったが、外国人が走らせる馬車に飛び込まれた件、外国人の飼犬による咬傷の件、使用人や車夫に対する暴行や殴打の件など、その訴訟事件は多彩であった。少し変ったところでは、野鳥を撃ちにいった外国人の発砲した流れ弾が、畑で働く農夫の顔をかすめたことから訴えられた件、ペンキ塗りを頼まれ、それが完了しても代金の未払いからこじれた件、赤ん坊出産後もそれにかかった医療費を支払わなかった件などもあった。

このような外国人との訴訟事件は、一般に当該人物の国籍であるその領事館で判決が下されたため、おおむね外国人には有利で、日本人には極めて不利な結果に終わることが多かった。このような不平等な裁判は、治外法権制度のなくなる明治32年まで続いたが、これから記述する一件もまた日本側にとっては必ずしも有利な判決にはならなかったものの、当時としてはかなり満足すべきものであった。

「芝増上寺の山内に大黒屋孝平という西洋酒屋が有ッて、此家に十四に成るおこふという娘が有りますが、今月十四日の夜る製作寮と鉄道寮の

御雇の西洋人が二人来て酒を飲み、そのあげくに此娘を無理に口（一字不明）したほして見悪い事をいたしたゆゑ、此西洋人二人ハ巡査に引かれて屯所へいッたといふが、開化の國にもこんな愚がいくらも有ります」<sup>1)</sup>（句点は筆者）

お雇い外国人ふたりが酒屋で酒を飲んで、そこの娘に悪戯を働くたとい  
う記事だから、よくある話で別に珍しくもないのだが、後段にある巡査に  
連行されたという個所は、この「見悪い事」が相当に卑劣な行為であった  
ことを伺わせる。この当時、外国人がまして明治政府が雇っていた外国人  
が警察に連れられていくこと事態は、よほどのことがない限りあり得るこ  
とではなかったからである。

「読売新聞」はなんらかの遠慮があったものか、連行された西洋人の名  
前を明記せず、また先の記事の続報も発表していない。この事件に関して、  
「郵便報知新聞」は一日遅れながら、「読売新聞」よりかなり詳しい記  
事を掲載している。

「芝増上寺山門前にて西洋酒類を鬻く桑田鈴平なる者方へ、去る十四日  
工部省御雇赤羽根製造寮内に住する英人二名来りて飲酒の餘、鈴平妻と  
娘とに戯れしかハ、妻ハ驚き推除て逸れしか、娘ハ十三歳の少女なれハ  
續て避る能已ず、強ひられて疵傷を被りしに依り、其両親より直に訴え  
出、夫々呼出されて取調中なるが、彼両親江英人より朝倉要、政井彌一  
を以て何程にても療治代其外共差遣す可きに付、強の一字を替て和の字  
に改め呉よと頼み居る由。諸新聞に見ゆると雖も強の一字ハ内外共に厳  
律ありて、万一此律を犯す時ハ終年の懲役にも處せらるる所なれハ、極  
無智大至愚と雖も猶是等の事ハ有まじき筈なるに増して、品行を高尚に  
する英國人杯にてハ尤も是等の獸畜に類する所行する者無かる可けれ  
ハ、我々ハ此事の或ハ必ず誤謬に出るなりと信せり」<sup>2)</sup>（句読点は筆者）

ここでも加害者の名前を発表していないが、この二紙の記事によって、この人物が工部省の製作寮かに雇われていたイギリス人であったことがわかる。被害者の方は桑田鈴平か孝平の娘おこうという13歳か14歳の少女で、娘の両親が勇気を持って直ちに訴えでたことが知れる。さらに、事件発生直後にこのイギリス人が、知り合いの日本人に依頼して「強」を「和」に持ち込み、なんとか示談にしようとした姿勢も読みとれる。

先の二紙は若干の記事の相違がみられることがあるので、もう一紙の記事を追いかけることにした。ここで、当時にあっては最も多く読まれていた「東京日々新聞」が、この事件をどのように報道しているかも気にかかった。因に、明治8年代にあっては「東京日々新聞」と「郵便報知新聞」が圧倒的な発行部数を有し、「東京日々新聞」の方は宝丹の守田治兵衛と並んで明治の二大売薬王といわれた岸田吟香が健筆をふるい、一方「郵便報知新聞」の方には駅遞頭の前島密が肩入れをしていて、栗本鋤雲が編輯者であった。

参考までに、明治7年中に郵便局の窓口を経て全国に配達された新聞で多かったものを示すと「東京日々新聞」が977,643部、「郵便報知新聞」が756,290部、「日新真事誌」が231,807部、「横浜毎日新聞」が197,787部、「朝野新聞」が57,609部、「平仮名新聞」が38,542部であった。<sup>3)</sup>

この種の話題であれば、まず間違いなく記事にしたはずの「東京日々新聞」は、どうしたわけか先の二紙と前後する日付にはこの事件を報道せず、完全に沈黙を続けていた。しかし、事件から2週間後、同紙は掲載の遅れを穴うめするかのように、微に入り細に渡った記事を発表し、読者を驚かせた。最大の発行部数を誇る「東京日々」の記事であつただけに、この事件は一般に衆知されることになり、同時に巷間での恰好の話題となつていった。この後の事件の続報は「東京日々」が他紙を圧倒し、特に裁判が終わった後では、10日以上にも渡って裁判の内容を詳細に伝え、この事

件について並々ならぬ熱意を示すことになった。

「是ハ去ル十四日の事で、少し間もあり嫌な事だから出さずに置きましたが、餘りの事だから記します。芝山内南松原の酒や麥酒を小賣する桑田鈴平かたへ近辺に居る者の由にて、外國人二人来りて店に腰を掛け、ビールを飲みつゝ少しばかり習らひ覚えたる日本語にて、手まね交りに何か咄し居たるが、此家の娘おこうハ今年漸やく十四才の生娘なるを、ひとりの外國人が何か一言云うよと見えしが、忽まちおこうを横抱に引抱へて、泥靴のまま座敷へ押し上り、仰向け様に押し倒しければ、おこうはアレーと叫びつゝ振り放して逃げんとする處を慥りと押へ付け（以下63字を省略）、おこうハ痛みに堪え兼ね大聲を發して苦しめども、綾悪く誰も居合さずして來り救う者も無かりしかば、おこうハ何とぞ逃げ去らんと一所懸命に躁げども、強く抱き緊られて力かなハざる。其内かの外國人ハ遠慮ゑしやくも無く物しければ、はや十分に望を遂げたる様子なれども、おこうハ一時性氣を失なひて物心も覚えざりしが、折ふし巡査の来るを見て彼の外國人ハ大に狼狽て簞笥の後へ潜み隠れて居たりしが、透を見て裏口より遁げ出たりとぞ。如何なる者どもかハ知らねども、開化國と呼れたる西洋人どもが、其奉ずる所の宗教の大禁を犯し、斯る廉恥も無き所行に及ぶとハ憎むべきの甚しきならずや。（後部46字省略）<sup>4)</sup>」（句読点は筆者）

この「東京日々」の報道記事は、その凌辱描写があまりにも生々しそぎ、とてもここに転載できるような叙述ではない。被害にあった桑田おこうなる少女が実名で発表されているのに対し、加害者の方はここでもまた伏せられ、単に外国人とだけ書かれているに終っている。実際に、この段階でもこの外国人の名が警視庁より公表されていなかったのかも知れないが、被害者の人権などには何らの配慮も示さず、加害者である外国人の名

前を発表しないままでいるなどは、当時の新聞報道のひとつのあり方の一端を如実に現している。

後日開かれる法廷でこの男の名前は明瞭になるが、先に記述すると男はスコットランドのグラスコー生まれの28歳の者で、犯行当時は工部省工学寮に雇われていた模型師・器械師のアーチボルド キング (Archibald King) であった。彼は明治6年6月3日より3ヵ年の契約で工部省に雇用されたが、この悪事が露見した後の6月18日にここから放免された。この時の工部省側の記録には、「年限中ニ有之候得共、事故有之本月十八日暇遣候<sup>5)</sup>」とだけあり、詳細は差し控えている。この後、キングは石川島造船所を設立した平野富二に明治9年7月から製鉄所器械技師として雇われたが、明治19年8月28日にコレラのため逝去し、東京染井霊園の外人墓地に埋葬された。

長々とある暴行事件の新聞記事を中心に紹介してきたが、それは日本側つまり警視庁は威信をかけてこの件に当たり、その代言人としてグロスを選びイギリス領事館に訴え、裁判を要求したからであった。グロスの弁論によって、本件は日本側の勝訴となり、これがきっかけとなって彼は外国人犯罪で大いに苦慮していた日本警察を助け、警察行政全般に渡る顧問として雇用され、明治初期の警察に対して大きな貢献を果たすことになった。

ガンベ グロス (Prosper Gambet Gross) の日本での活動がどのようなものであったのかを示す前に、先の事件がどのような展開をみせ、彼がどのようにして勝訴に導いたかをまず記述しておこう。裁判記録はかなりの長文に渡るが、明治初年の領事館裁判の内容がよくわかるだけに、大いに関心を持たれるところもあるだろう。

外国人による日本人への強姦事件の裁判は、明治8年6月9日から14日にかけて、東京麹町にあったイギリス公使館内のイギリス領事館で開廷された。裁判官には同国副領事のドーメン (Martin Dohmen) が当たり、陪審員としてダラス (Charles Henry Dallas), サットン (Frederick William

Sutton) とジョージ (H. St. George) の 3 名のイギリス人が参座した。

ダラスは明治 3 年に大学南校に雇われたが、この年の 11 月に神田鍋町で日本人に切られ負傷したことから、契約期間中ではあったけれども解雇になり、後に米沢県の米沢学校で英・仏語を教えていた人物である。暴行事件のあったとき、彼は芝山内に居住していたため、その地をよく知っていることからこの席に呼び出されたのであろう。

サットンは明治 6 年 7 月から海軍省に雇われ、身分は機関士だったはずだが、事件当時の記録には海軍機関師長だったとするものもある。彼もまた、この時には芝山内の海軍省属舎に居留していた。

ジョージの名はハルベルト・セントといい、大阪の外国語学校の教師であつたらしいが、今のところ手懸かりもつかめずにいる。

領事の通訳にイギリス公使館にいたマックラシー (T. H. R. McClatchie) が日本語の通訳官として出席したが、当時の新聞記事にモツとしてあるものがあるが<sup>6)</sup>、これは明らかに誤りであったと判断される。

これに対して、日本政府側は横浜在住の弁護士グロスを立て、彼の通訳として英語と日本語に堪能なフランス人モツを出席させた。モツ (Robert Motz) は神奈川裁判所で通訳として働き、同時に法律や裁判事務に当たっていた人物で、明治 8 年の事件当時は 29 歳の壯年であった。日本側が経験豊かで実践に富んだグロスを弁護士に選んだのは、おそらくモツの推薦があつてのことだったろう。

一方、被告側の弁護人はジキンツ（またはジキンス）と報道され、この人物の調査にかなり手間どったが、正確にはディキンス (Frederik Victor Dickins) といい、この当時は横浜居留地 28 番に住んだ法廷弁護士のイギリス人であった。

裁判期間中にダラスが欠席したこともあったが、まず明治 8 年 6 月 9 日の公判は先の 8 名の外国人によって議事が進められていった。これとは別に、警視庁は権少警視・八等出仕の中川祐順、大警部・九等出仕の駒留良

蔵、権大警部・十等出仕の藤井三郎の三名を立会い人として出席させ、この裁判にかけるなみなみならない姿勢を示した。<sup>7)</sup>

なお、傍聴人として「ヘラルド」紙の記者と日報社の記者・笹波萍二が連座したこともある、「東京日々新聞」はこの事件に関しては他紙を圧倒する報道をみせていった。

この裁判は英語でもってなされ、その詳細は「ジャパン・デイリー・ヘラルド」紙に発表されたが、残念なことに明治8年6月前後の原紙は、日本国内はもとより海外の有名図書館や資料館にも保管されてなく、肝心の資料に当たることができない。しかも、裁判初日の6月9日には日報社の記者は出席していなかったため、この日の報道はいささか頼りがない。

「東京日々新聞」は、「九日の席に連らずと雖ども、其口供ハヘラルド新聞に出たるに付き、これを譯する」として、この裁判の様子を伝えた。この訳文を読むと、原文が難しすぎたためか、あるいは特殊な専門語があったためか訳しきれていない箇所も多く、また意味不明として翻訳していないところもある。

公判はまず娘のおこうが呼びだされ、被告の代言人・ディキンスとの間で一問一答の形で始められた。年齢を聽かれたおこうは「私ハ實年十三歳七ヶ月で御座います」と口供し、実際は14歳7ヶ月ではないのかとの質問には、それを否定した。おこうの証言によって、問題の外国人二名が来たのは夜の10時を少し回った頃で、彼女は母親と一緒に店にいて、注文されたビールを出し、つまみに煎餅を乞われたので、煎餅屋に買いに行ったことなど、かなり細々したことまで知ることができる。

凌辱の模様は生々しく、おおむね注2と注4で示した記事と合致するので重複を避けるが、いかに裁判とはいえ年若い少女にここまで聞きだしていくものか、実に戸惑うところも少なくない。この証言の中で、おこうは自分が犯されている間、母がそばにいたのか、もうひとりの外国人に外に行かされていたのか知らないが、だれも助けにはきてくれなかつたと語っ

ている。注2の記事によれば、母の方は逃げだし、注4のそれによると、折り悪くその場にだれもいなかったことになっている。おこうの証言は母はいたのだという。側にいた母は娘をその場に残して、自分が逃げだしたものか、それとももうひとりの男に邪魔されて娘を助けに行けなかつたものかは、この段階ではまだ明瞭ではない。午後1時に始まった第一回の裁判は、おこうを証人台に立たせ尋問しただけで、5時10分に閉廷した。

翌6月10日午後1時に開廷された裁判では、母およね（32歳）がまず呼びだされ意見聴取を受け、それに答えている。その証言の多くは娘おこうの返答とほぼ同じだが、母は店にきた外国人が、娘のお幸を赤羽根の屋敷に借せといったのでこれを断ると、男はおこうを抱いて土足のまま座敷に上りこんだので、助けを求めるに外に飛びだし、途中で出遇った巡査にこの件を話して、さらに警察の屯所へ向かったと語った。母およねの証言は、翌11日の法廷に立ち証言した四等巡査・中澤政造、屯所にいた警部補・長谷川一二や一等巡査・大谷直信のそれと合致している。ここで明らかになったことは、母が助けを求めている間に暴行がなされたことで、おこうが語った母が側にいたとするのとは、事実と違っていたということである。また、先の証言で自分が身縛りをしている時に巡査が駆け付けてきたが、どうして巡査が来たのか知らないとおこうは語ったが、母親の証言でこれも明かになった。

母の証言中に、裁判官がおよねに向かって、こここの席にくだんの犯人がいるかと尋ねたところ、彼女は出廷していたキングを即座に指で差した。

次の証人として呼びだされたのは父の鈴平であった。彼は「(4月)十五日朝、朝倉要と云う人が来て、キングと云う外國人が強姦した事ハ何卒何卒内濟にして呉れろと云ひましたけれども、私は決して聞入レませなんだ。娘は賣ルどころか、親類の内にさえも泊らせぬ位にして居ります」と語り、犯行のあった14日の夜のうちに警視出張所へ訴えでたことを明らかにした。

父に対する尋問などにより、今は芝山内で酒屋を営んでいるが、その前は町名主をしていたこと、さらに吉原で商売をしていたことなどが明瞭になつていった。被告代言人は吉原で怪しげな商売をしていたのではないか、また鈴平には島流しの前科があることなどを暴き、娘おこうもはしたない女だことを示し、公判を有利に導こうとした。

島流しの刑について問われた鈴平は、この裁判は娘のであつて私のではないと、ディキンスに対して答弁を拒否する意志の強いところを見せたが、原告代言人・グロスの同じ質問には、鷹を使って鴨を取った罪であったと素直に答えた。

鈴平は口述の中で、事件当日の夜10時を回って帰宅してみると、外国人がひとりいて、ビール代として50銭銀貨をよこしたので、釣銭として3朱を渡したところにおよねが戻ってきてビール代は済んでいるといった。この際に、裁判官が鈴平にここにその外国人がいるかを問うと、彼はグレーを指した。

ここで始めてもうひとりの外国人の名前が明らかになったわけだが、鉄道寮には三人のグレーがいたので、ここではまだ特定できない。

この日の最後の証人は、おこうの身体を調べた第二大区警視出張所病院の医師・勝澤儀一であった。勝澤は暴行のあった翌朝におこうの身体を診察し内診したらしく、その証言はここにとても記載できないほどの内容になっている。ディキンスは彼に対し、おこうは女郎ではないのかと聞いたが、そのような身体ではないとこの質問を一蹴した。

6月11日の第三回目の裁判は午後1時から開廷され、母およねと道の途中で出遇った中澤巡査、およねが血相をかえて屯所に飛び込んできた時に応接した長谷川警部補や大谷巡査に対する問答で、この日の証人喚問は終った。この三日間に渡った裁判で原告側の口供はほぼ終わり、次に開かれる14日からの裁判は被告方の証人調べということになった。

原告側証人の口述をみると、明らかにその非はキングにあったことがわ

かるが、それでもディキンスは執拗に父・鈴平の前科のことや母・およねの素行を調べ尋問することから、おこうが商売女であったことをなんとか引きだそうとしていた。

この日の公判で、先に提出を求められていた吉原の女郎屋表と酒屋表を描いた図面に関して、それが正確なものであることを大警部・中川祐順は証言している。これは被告側弁護士のディキンスが、前に鈴平一家が住んだ浅草吉原の場所を示す見取図を提示するよう求めたからで、これによりディキンスは鈴平がいかがわしい商売をしており、移転先の芝山内でも同じようなことをしていたことを公にしたいと考えたからであった。

6月14日の被告側証人尋問は午前10時から始まり、まず製作寮八等出仕・吉雄永昌が呼びだされた。彼が出廷を求められた理由は、第二大区出張所に拘置させられたキングが、吉雄に手紙を宛てて拘置所に来るよう求め、身柄引受人になってもらうつもりがあったことによった。吉雄はこの席で、キングとは1年ほど前からずいぶん親しく付き合っているが、夜中によく出歩くか、彼の行儀が悪いことは知らないと語り、キングからは内証にして欲しいこと、彼の上司にあたる師長らには話をしないでくれと依頼されたことなどを明らかにした。吉雄は警察からキングの身柄を引き受け、製作寮に連れ帰るよう求められたが、彼はその任にないとこの申し出を断った。

キングを警察から連れだしたのは千田耘蔵で、彼もまたキングから手紙で呼び出された男で、製作寮の少手四等の任にあった。明治8年9月刊の『官員録 全』によると、十二等出仕の頃に少手として千田の名前が記載されてはいるが、翌9年4月刊行の同書では名前がなくなっているので、この事件で解雇させられた可能性が強い。

千田耘蔵はキングからこの事件をなんとか示談に持ち込み、20円ほどの見舞金で揉み消すよう頼み込まれたが、役人という立場上これはできないと断りながらも、朝倉要にその仲介の労を頼んだ。朝倉は蠟燭屋で製作寮

とはなんの関係のない人物であったが、千田に代わって彼が桑田鈴平に対して示談の話を持ち込んだのであった。公判では、朝倉は単に千田より仲介役を頼まれただけのことで、キングの罪状を立証する証人にはなりえないとされ、彼の言は証拠として取り上げられないことになった。

この日は他に、4月14日の夜にキングが逃亡したことに関して、鈴平の家の近隣に住まう佐々木万吉、江戸屋源八らも出廷して事件当夜の様子を語り、またキングの料理人・池田清吉も証人台に立ったが、別に新しい証言などはなかった。

この裁判で製作寮から出席した日本人の最高の地位にあった者は権助・正七位の伊勢煥であったが、彼はこの事件に関してキングからはなんの報告もなかったと述べている。一方、お雇い外國人を取り締る立場にあった工学寮のダイヤー (Henry Dyer) が証人に立ち、彼がグラスコーで明治6年にキング雇用の契約をし、勤勉な男であることを述べたが、事件の報告は4月19日になってから受け、その後で特に領事などに対して嘆願する動きはしなかったと語った。伊勢煥にしろダイヤーにしても、自分の立場を弁まして本件を静観していたようである。

キングの友人ということで、明治7年に三田の小山町に設立される三田製紙場の発起人のひとり、アメリカ人のドイル (William H. Doyle) も証人台に立ったが、彼もまた単にキングが勉強家であることを語るにとどまった。

この日の裁判で極めて注目をあび、日本側証人と真っ向から対立する口述をしたのは、キングと共に鈴平の店でビールを飲んだグレー (年齢などから判断して、Duncan Grayかと推定される) であった。グレーの口供によると、ビールを注文すると、おこうがそれをコップに注ぎ、そのままキングの左膝に腰を下ろしたという。少し雑談を交わしている内に、母はおこうが前に吉原にいたことがあったといったので、キングはおこうを手に入れたいと申し出たところ、「母は宜しう御座りますと云ひ、中仕切の障子を開け、詞と身振にてキングを座敷に招き、又娘を呼び異人さんが用が

有ると云ふことを語たり。娘ハ喜んで座敷に入りたり」と語った。<sup>11)</sup>

グレーはその後の様子について、ふたりが座敷に座っているだけだったこと、キングが手荒なことをせず、また娘の助けを求める声も全く聴いていないといい、さらにおこうに菓子を買わせにやつたこともないと語っている。キングは温順なる人柄だけに、そんな不謹慎な行為に及ぶはずがないとさえいい切っている。グレーのこの口供を裁判官や陪審員がどう判断するかだが、表面的にみると彼の証言により、日本側にかなり不利な判決が下される可能性もでてきたといってよいであろう。

6月14日の午後1時にこの日の裁判が再開されると、その冒頭で被告側代言人・ディキンスは、キングは富豪の家の出身であること、彼の母が郷里で健在であることなどを述べながら、強姦の立証がいかに難しいものであるかなどをこと細かに説明した上で、キングの罪を決定するに際しては、適當なところで妥協して決めるのではなく、「是非とも強姦の罪に決するか、又ハ無罪に決するかの二岐を見出すべし」と述べ、最終的に無罪を要求した。

これを受けて立つ形になったのが原告側代言人のグロスで、彼は次のような論陣を張ったが、これはグロスに代りモツによって代読された。かなりの長文に渡るが、記録に留めておきたい。

「予（グロス）ハ四月十四日犯罪したるキングの罰を見届ん爲め、今度日本政府に代り此座に来りたり。

罪名の種類多しと雖とも、強姦の罪ハ各國の法律に於て最も其嚴を極むる所なり、是レ元より其正を得たる者なり。如何となれば、強姦ハ諸罪の最も憎むべき者なればなり。殊に未だ年頃にも至らざる少女に對し、且ツ女子に對して不行状あれバ、口實を以て之を辨解する事を得ざる國柄なる國に於ておや。

凡そ罪状を決するに、強姦より難きハなし。其罪を証するのハ、ただ

其犯人と被犯人の二人あるのみなればなり。然れども、今度の犯事に付てハ、まだ多くの證跡ありて顯はれたり。而して、娘おこう并に其母の口證最も明瞭にして、犯人の罪状を證するに餘りあり。其他在犯したる事實に付て見るとも、また彼レ此レと爭論する事ハ能ハざるべし。

先その犯人の不体裁を云んに、最初に唯一人の巡査が来りし時に、恐懼して逃走せんとし、牆を超て隣東の怪しき場所に隠れ、又逮捕せられたる時に狼狽驚愕の体を顯し、證人千田と製作寮に歸る時、心更に安せず遂に金錢を以て内和を談し、罪科を遁れんとするに至れり。此等の事柄を見れば、裁判官足下に於て、譬へ少しく疑念が残り居るも、忽然として全く氷解すべしと予ハ信ぜり。

此犯罪人ハ何を以て是に答辨するや。

又この犯人ハ金二分を以て娘こうを買いたりと云ひ、又その代言人ハ此僅に十三歳の少女が自分の情願にてキングに許し、自からキングに付添て奥座敷に入り、身を任せたりと無理に主張せり。

被告ハ其逃走したるハ巡査の暴行を恐れてなりと云ふ。然れバ、金錢を以て内和を乞はんとしたるハ何故ぞ。被告の申立ハ原告の口證に因りて悉とく證に立たざる者と成りたり。故に、被告ハたとへ自分の勝手に如何様に辨解を爲すとも、此場になりてハ其罪を白状するの外なるべし。被告申し立に依り、其友人グレー口證を持出たり、口證の其信を得る者ハ、何れの處から來るとも、予ハ之を信ぜんと欲す。予ハ此證人の口證ハ全く聞ざらん事を望むにハ非らず、唯、足下ハ其申し立を信ぜざる事を希望せり。グレーハ犯人の黨類として犯人と共に訟廷に引出さざるハ、此訴訟の起頭に於ての誤りなる事を足下ハ忘却せざるを望む。予ハ初め渠をも足下の前に持出さん事を企てたり。

尊榮なる被告代言人ハ其有名の雄辨を揮ひ、大にしてハ彼の犯人の無罪を證し、小にしてハ貴重なる此裁判所の諸君をして、この獄に疑ふ所あるの心を起さしめん事を務めたり。而して娘おこうハ吉原に於て娼妓

たり——十三歳の娼妓——，今も猶芝に於て此業を爲せりと云へり。裁判官足下ならびに諸君よ，吉原ハ獨り娼妓のみ住所にあらず，此地に住する人民の強半ハ悉とく正實の家族より成立ち，各種の家業をなせり。法律と規則にて，此種属の人の賣姪ハ厳禁せり。之を明白に証したる官府の書付ハ，予既に足下に渡したれば，足下ハ之を熟知せしなるべし。

桑田鈴平ハ徳川政府の舊土人なり，其家族たとひ一年間吉原に住したりとも決して正實の身持を損して，破廉恥の所業に踏み込んだる事ハなし。今日に於ても此家族の行状ハ正實なりと云ふの外ハあらざるなり。

鈴平并に妻およねハ，其娘が外人に汚されたる憤ほり，犯人より屢々金錢を以て内濟を乞ふを拒絶したるハ，他に一事の所望あれバなり。何ぞや，律法に従ひ犯者の罰を擬するを乞ふなり。

被告代言人ハ日本の巡査が教唆して，此訴訟を造り出せりと足下に告げたり。然れども，巡査ハ此事件を其筋に持出す職務の外ハ何事をも爲ず。予ハ其眞實なる事を發見するが爲めに，之を捜索したるを以て，之を證するなり。何となれば，此たび訴訟の起りより，其手續ハ總て予が監督内に在りたればなり。

今度の事件に付き，予ハ其罪状を足下の前に持出し，予の勝となるも，是れ全く犯人が自ら爲せる禍の結果なり。決して予輩の與り知る所にあらず。

若し其言の如く，犯人をして實におこうの身を買受けたらしめバ，何故に巡査の來りたるとき罪人の如くに遁逃したるや。又何の道理ありて其逮捕せられたるとき，即時に苦情を訴へざりしや。又五時間より少なからず巡査の屯所に拘留せられながら，何ぞ領事の前に出て巡査の白状を訴へざるや。

英國臣民の身体並に所有物の損害に就てハ，英國政府の大に意を用ゆる所にして，地球の各處に於ても英國政府ハ如何なる注意を此一點に下すかハ我輩が總て熟知する所なり。其上に近頃有りたる一事の如きハ，

英國人の身体を打たれたる時に、日本に在る英國公使ハ幾許の威力を以て、其事の始末も付けたりと云ふ事を予輩に示したり。是位の事なるに、今度の犯人ハ何の道理ありてか、速に領事館に出訴して、英國政府が喜んで爲す所の保護を乞ハざりしや。何故に製作寮の取締りまでなりとも哀訴せざるや。此等の事をバ爲さずして、却て他人の口を留め剩へ金錢を以て内濟を乞ふに至りしハ何ぞや。

此方の證人の云ふ齟齬あるを被告代言人が申立たるに、一々答辨して足下にあたら時間を費さしむるハ、予ハ却て罪を得るなるべし。此齟齬と目する事柄ハ、一にみな何の益にも立ぬ事にて、總て枝葉に渉れるのみ。實に日本人ハそんなに精密の事に意を留めざる事を知る所の公平なる人に、此齟齬と目する論を示したらば、此論ハ何程の價値がある。即ち舊暦と新暦に関して、娘おこうの年に十三と十四の違ひ、二人の外國人が其の家に來りたる慥なる時刻、鈴平の家と塩煎餅屋との距離、德利の栓を抜きたる事、おこうの經水になりたる時日、其他此に類する諸般の瑣末の事等なり。第一に肝要なる點、即ち犯人の罪状に至てハ更に動かす可らざるなり。且ツ諸證人ハ被告代言人が務めて間違ひを引起させんとしたるにも関はらず、第一次吟味の時と寸分劣らぬ勇氣と信實を以て其證を足下の前に提出したり。

證人の申立の同一なるハ皆造り事なりと被告よりの申立ハ、足下の信受を得ざるハ予が信ずる所なり。何となれば、口證が齟齬せりと云ひ、又ハ其同一なる故を以て他の證據を拒絶して取上げず、早く云へバ證人ハ日本人として其被害人も日本女なるが故に、日本証人の言を取らずなど云ふ事あれば、其レ程に此裁判所の榮譽を損なれバなり。今日本人の外に原告となる者なきハ、時情の已むを得ざるに出づるなり。是れ即ち第一ハお互に日本に在留して、本國に居らざるが故なり。然るを本國に居る心得にて、規則通りの理窟を以て、他の口證を拒絶するハ何ぞ、奇怪の甚しきや。而して、英國人ハ他國に在りてハ其國の恩義を蒙りな

がら、其國の法律を蔑視し、原告證人が其自國の人にあらずと云ふ故を以て、其罰を免れんと謀るハ最も奇怪の至りならずや。

獨り吉原や或ハ東京横濱の茶屋にて、日本婦人の身行如何を聞たる外國人等ハ、日本に於てハ強姦と云う程の事ハ起らずと云ふ事を爭論すべし。然れども、此席に居る人が悉とく斯くの如く醜業を爲さんとハ、予が信せざる所なり。何となれば、之を信ずる時ハ即ち日本の婦人ハ總て初會の人にでも、直に其身を任する者なりと云ハざるを得ざればなり。

不幸にして、日本并に稍前進の歐羅巴の諸國に於ても律嚴法を設けたるも、強姦の罪を犯すもの少なからず。日本の法律に従へバ、強姦ハ十年の懲役なり。此嚴法あるも、去年中國民中強姦の斷案を受けたるもの七人より少なからず。

近頃数月内に外國人に對したる強姦の訴へ兩度なり、而して其犯人ハ正當の罰を免がれたる者あり。日本政府ハ此等の情景を恐れ、之を防禦せんと欲し、因て信を此尊榮なる裁判所に歸し、足下の前に此度の訴訟を持出したるなり。

足下ハ極めて公平の處置を以て、既に第一次吟味の後ち該犯を有罪と認め、之を逮捕したるにて、一部分の満足ハなし得たり。何となれば、此事ハ最早被告に重罰あるを示すに足れバなり。

今即に證人の聽訴ハ畢りたり、縱令と被告代言人ハ如何様に骨折るとも、該犯の罪状ハ明了なり。足下并に諸君ハ能く職分を盡し英國の法律に従ひ嚴罰を下し以て、後來該犯の如き事を倣ふ者を懲し、且ツ防ぐべきハ予が切に案じ居る所なり。

被告代言人ハ足下の該犯を憐憫せん事を乞ひ、其平日の美行を語り、且ツ其身行を證する好き證書などを出し、其力によりて該犯の放解を得ん事を乞ひたり。

予も亦、犯人の素性の好き事を認取し、隨て其罪科に陥るを悲まんと欲すと雖ども、足下ハ此等の事に心を動されず、能く本國政府より委任

せられたる使命を盡すべきハ深く保證するなり。

予ハ諸君の位置の悲むべきハ十分に承知す。何となれば、罪を正うせんとすれば、同國人を刑に陥いれざる可らず。同國人を救ハんとすれば、全都下人民の憤怒を引起したる程の重罪を其儘に惜て、問ハざるに付せざるを得ざればなり。

此事をして数年前に在らしめバ、此を此裁判所に持出すに及ばず、直ちに其席に於て該犯の身血の迸出となりて已むなるべし。去るに今日に在てハ、外國人をして互に尋常の禮式を以て交り、歐羅巴の都府に在るに劣らず、此日本の都府に於ても安全に其業を爲し、其樂を取る事を得せしむに至れり。是れ全く外國人と日本人の條約が能く行ハれ、また彼是互に因根の公平を以て相保護せらるゝ事を得心するによるなり。今若し、然らざる事ある時ハ、一たび事あれば直に復讐に罹り、また避く可らざるものとなり。今日をして、再び徳川氏治世の最も恐るべき時代に退却せしめん事疑なし。

此一段の考へハ實に大事なり。予ハ足下の深く心思を凝して、此邊を秤量せん事を望む。且ツ足下ハ私情なく偏頗なく始めより此事ハ斯くせんと云ふ。造り心もなく公平に此訴訟を審判せん事を、予ハ之を信ずるなり。

予望む、足下ハ公平至正なる英國裁判所の代理人なる事を忘却するなかれ。譬に隔遠の東方に在っても、足下の國人が英國法の下に服するハ、即ち英國法を重んずるの約束なる事を忘却するなかれ。予ハ猶一步を進め希望す、英國の法官ハ本國の政府より委任せられたる職務の外ハ、他の考案の爲めに心を動さるゝ事なしと云ふ事を足下にして今既に日本政府に示さん事を」<sup>13)</sup>（句読点は筆者）

この長文に及ぶグロスの論述・論証は実に明晰で、いかにも永年に渡る弁護生活で裏打ちされた自信を随所に漲らせている。時として、被告側弁

護士はもちろん裁判官である副領事にさえ、威嚇するが如き言葉がみられるが、これは強姦犯は断じて赦さないというグロスの極めて強い発意の現れと看破できる。この自信ある態度と、後に示す大警視・川路利良の書簡とを見較べてみると、この裁判が開かれる前に、グロスと川路はなん回か会見していて、相手をどうしても有罪に持ち込もうと、この文章を大いに練っていた節がみとめられる。

裁判官は結局キングに対して、六ヵ月の入牢を申し渡したが、領事裁判にあっては稀にみる外國人側の敗北で、領事が勇気を示したということになる。もちろん、被告側はこれを不服として、保釈金を積んでキングの身を自由とし、上海の上等裁判所での裁可を仰ぐことを申して、これが認められた。

明治8年4月14日に起こったイギリス人による日本子女暴行事件は、かなり難しい判決に持ち込まれることになったものの、なんとか日本側の勝訴となった。治外法権の下におかれ、在留外国人が引き起こすもろもろの事件は、まずことごとく極めて不利な裁可を受けてきた日本にとっては実に朗報であり、例外ともいえる判決であった。東京警視庁の初代の長官であった大警視・川路利良は感激して、この日の判決を内務卿・大久保利通にこう報告している。

「此程より御聞ニ入レ置候芝山内ニ於テ工部ノ雇外國人エキングナルもの強姦裁判之義、兼テ申上タル通り危ク相成居候処、代言人の弁解ニ依ッテ犯人キングヲ六月の入牢申渡シ、猶上海の上等裁判え上申之義ニ決シ、実愉快之事ニ御座候、就テハ英人ノ參座ナルもの三人共犯人同意のものニテ全クキングを無罪ニ論シタル由ニ御座候共、裁判官ハ只壱人断然公論ヲ主張シ、前文の法局ニ至らハ且此方の代言人グロースの弁白如何にも能ク徵シタル由ニ御座候、猶拝顔委細可申上候得共、不取敢御

届ケ申上置候

六月十五日

川路利良

大久保閣下」<sup>14)</sup>

三人の陪審員はキングの無罪を主張したが、裁判官だけが有罪としたのは、グロスの弁論や主張がいかにも秀れたものであったからだと、川路はグロスの際立った活躍を高く評価した。

被告側代言人のディキンスはこの判決を不服とし、上海上等裁判所に上訴することを願いでて、これが認められた。保釈金一千五百元を納めて、上海のイギリス上等裁判所に持ち込まれたこの事件は、結局ここでも東京での領事裁判は適切であると判決され、日本側の勝訴が最終的に確定した。

領事裁判で勝訴したあと、川路大警視はこれに力を得て、このような事件での屈辱には断固として戦うと強く主張した。

「夫レ我國良民ノ謂レナク強姦等ノ汚辱ヲ外人ニ受ケ、其ノ冤屈ヲ伸フル所ナキトキハ、之ヲ扶助救援スルハ民ノ父母タル者ノ一大義務ニシテ、又以テ國權ヲ維持スル所ナリ、若其國暴慢ニシテ公法ニ背叛シ、罪戾ヲ庇保スルカ如キ、全國遂ニ焦土トナルモ此羞恥ヲ雪カサルヘカラス、其安危存亡ニ係ル者斯ノ如シ、故ニ人民ノ品行ヲ修正シ其侮慢汚辱ヲ予防スルハ誠ニ今日ノ急務ナリ」<sup>15)</sup>

外国人が犯す犯罪の立証、外国犯罪人の逮捕や抱引で日本警察はいかにも苦汁を飲まれ、苦惱を重ねてきたが、この子女暴行事件での勝訴は実際に日本警察に光明を与えるもので、警察行政全般に渡って大きな力を与えることになった。大警視という最高の立場にあった川路利良の先の書簡は、この種の犯罪に対する日本側の外国人に対する強い警告でもあった。

日本側での裁判が、上海の上等裁判所でも認められ、勝訴になったことは邦字新聞でも歓迎しこれを伝えたが、どの新聞もおおむね次のような報道であった。

「兼て諸新聞に出てありました芝山内にて強姦をしき英吉利人キングハ、日本に居る英國の領事の裁判に服せずして、支那の上海という處の上等裁判所へ願ひたてたれども、矢張日本で申し渡されたる通り此頃横浜にて六ヶ月の禁錮になりました」<sup>16)</sup>（句読点は筆者）

上記の記事に較べると、「ヘラルド」紙から転載した下記の記事の方がもう少し詳しい。

「先達てから世間で色々やかましく評判のあった芝山内外國人一件を、上海なる英國の上等裁判所に控訴したるに、裁判長エドモンド・ホルンバイ氏（筆者注 Sir Edmond Hornby）ハ東京下等裁判所の申渡しが至當だから、強姦人のキングを神奈川領事館に打込めと指図したりとの報知がありました」<sup>17)</sup>

この勝訴のあと、グロスは正式に警視庁に雇用され、川路利良の片腕となって警察制度の制定や警察官の養成に乗りだし、一方では数々の訴訟事件の弁論に立つようになったが、これらの点に関しては稿を改める。

- 注 1) 「讀賣新聞」 明治 8 年 4 月 18 日。  
2) 「郵便報知新聞」 明治 8 年 4 月 19 日。  
3) The Japan Daily Herald, 1875.1.12.  
4) 「東京日々新聞」 明治 8 年 4 月 30 日。

- 5) 「太政類典」 第二編第七十二巻 外国交際十五。
- 6) 「東京日々新聞」 明治8年6月12日。
- 7) 3名の警察官の肩書きは、明治8年9月改正の『官員録 全』によった。  
因に、明治7年10月の『掌中官員録 全』によると、中川祐順は大警部  
とあり、駒留良蔵と藤井三郎の氏名は見当たらない。
- 8) 「東京日々新聞」 明治8年6月12日。
- 9) 同上。
- 10) 同上、明治8年6月14日。
- 11) 同上、明治8年6月20日。
- 12) 同上、明治8年6月25日。
- 13) 同上、明治8年7月4—5日。
- 14) 『大久保利通関係文書』 第二巻。
- 15) 同上。
- 16) 「讀賣新聞」 明治8年7月23日。
- 17) 「東京曙新聞」 明治8年7月23日。